

平成十三年五月九日提出  
質問第六二二号

塩ビ製医療器具に関する再質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

## 塩ビ製医療器具に関する再質問主意書

内閣衆質一五一第三八号で答弁を得た塩ビ製医療器具についてその内容を精査したところ、答弁内容に不  
明確なところがあった。よって、再度以下の質問をするので、誠実な答弁を求める。

一について

人体に有害と考えられる量のDEHP溶出が確認されているにもかかわらず、速やかに対応する姿勢が  
答弁書に見られないのは、誠に遺憾である。

海老原光孝らが、実際に点滴チューブを用いる条件に基づいて行ったDEHPの溶出実験では、抗ガン  
剤で40.66mg溶出している。体重100kg以下の人ならば、耐容一日摂取量(TDI)の10倍  
を超える。点滴チューブからTDIを超えるDEHPが溶出するケースを見つけて出して規制することは、  
医療器具の安全対策上急務である。

点滴チューブから溶出すると、体内に直接DEHPが入るので、食品から摂取する場合より人体は大き  
な影響を受ける。DEHPは、肝臓に対する毒性を有しているので、病人により大きな負荷を与えている  
可能性も危惧される。従って、食品用塩ビ手袋に対して行政措置をとった時よりも速やかに、塩ビ製点滴

チューブに対して行政措置をとる必要がある。

そこで、塩ビ製点滴チューブについて、承認申請の際に、実際の使用条件に基づくDEHPの詳細な溶出試験結果の提出を求めるとともに、既に承認されているものについても、DEHPの可溶化剤を含む医療品に関して、DEHPの溶出試験結果の提出を求めべきと考えるが如何か。

二について

ダイオキシン類の生成量についての確な推定を行うことは困難としても、医療器具の廃棄時に塩ビが原因でダイオキシン類が生成していることは間違いない。

塩ビを含まない医療廃棄物と、塩ビを含む医療廃棄物を分別して、塩ビを含まない医療廃棄物はこれまでどおり焼却処分し、塩ビを含む医療廃棄物は高温焼却・急速冷却出来る焼却炉で処理し、ダイオキシンの生成量を激減させるべきと考える。

医療器具の廃棄時にダイオキシン生成量を減らすため、塩ビを含む医療廃棄物と、含まない医療廃棄物に分別し、焼却方法を一部変更するつもりはないか。

右質問する。